

内閣参質一七四第二六号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 嶋山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員草川昭三君提出閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員草川昭三君提出閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの独立行政法人等の法人名、公募役員名及び当該役員に対する所管大臣の任命権の有無並びに公募結果については、内閣官房及び当該独立行政法人等の所管府省のホームページ上において、所管府省別に公表しているところである。また、公募の日程については、内閣官房、当該独立行政法人等の所管府省及び当該独立行政法人等のホームページ上において、平成二十一年十月三十日に募集を開始し、平成二十二年一月十二日に選考結果を公表したところである。

二について

今回の役員の任命については、選考委員会が「選考結果」を出したわけではなく、選考委員会において、応募者の適格性について書類や面接による評価を行い、その評価結果に基づき、複数の候補者を任命権者に対して提示しており、それらの候補者について、任命権者である独立行政法人等の長や所管大臣が、それぞれの役員の選考基準に基づき、適任者がどうか判断したものである。なお、今回の公募において適任

者が見つからず、再公募となつた独立行政法人等の法人名及び公募役員名については、内閣官房、当該独立行政法人等の所管府省及び当該独立行政法人等のホームページ上において明らかにしているところである。

三から五までについて

今回の役員の任命については、選考基準等について特定の者が優遇されないようにしてあるほか、選考委員会についても、それぞれの独立行政法人等の役員の任命権者が、民間企業等の法人の管理、運営等に関し知識や経験を有する者から委員を選考している。

また、選考委員会における候補者の選考に当たっては、応募者の適格性について書類や面接による評価を行い、その評価結果に基づき、複数の候補者を任命権者に対して提示し、任命権者である独立行政法人等の長や所管大臣は、選考委員会から提示された候補者について、選考基準に基づき適任者かどうか判断したところである。

さらに、内閣官房、当該独立行政法人等の所管府省及び当該独立行政法人等のホームページ上において、選考理由及び選考過程を公表するなど、選考の公平性及び透明性を確保しているところである。

六について

二についてでお答えしたとおり、選考委員会から提示された候補者について、任命権者である独立行政法人等の長や所管大臣が、それぞれの役員の選考基準に基づき、適任者かどうか判断したものであり、選考委員会の提示は尊重している。

